

# 平成27年度第8回庁議 会議録

[日 時] 平成27年2月13日（金） 9時～10時30分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告 (企画部・福祉部・教育委員会事務局)

(2) 市税の歳入見込みについて (総務部)

(3) 平成27年度施政方針(案)について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成27年度の定員管理計画について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもありますように、市議会定例会が、2月23日に開会予定です。会派説明については、昨日まで開催され、そこでも質疑応答があったと思いますが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市議会定例会提出議案について

市 長	<p>それでは、議事に入る。議案にそって消防本部より説明をお願いする。 また、会派説明を行った部局は、議案説明後、報告をお願いする。</p>
消防長	<p>消防本部から、報告第1号及び議案第9号について説明する。 まず、報告第1号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定」についてで、平成26年11月19日午前10時5分頃、新居浜市喜光地町一丁目1番18号地先駐車場において、消防ポンプ自動車が消火栓点検作業中に移動のため後進した際、相手方カーポートの屋根に接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成26年12月18日、専決処分をしたもので、報告するものである。 損害賠償の額については、当事者との協議及び新居浜市農業協同組合の査定により、カーポートの修繕に要する費用、「10万3,334円」と決定したものである。 なお、損害賠償の額については、全額、JA共済から、一般用自動車共済により支払われている。 次に、議案第9号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、平成18年に策定された「愛媛県権限移譲推進指針」に基づき、平成27年度から高圧ガス製造許可等に係る事務及び液化石油ガス販売事業者の登録等に係る事務が愛媛県から権限移譲されることに伴い、当該事務に係る審査等を新居浜市が行うことから、審査等に必要の費用を徴収するために「新居浜市手数料条例」別表第2に当該事務に関する30項目の手数料を追加するものである。 また、今回追加する手数料の額については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定される全国的に統一して定めることが特に必要と認められる標準事務に係る手数料となることから、同令の規定に準じた額とするものである。併せて、別表第2について、今後の他の事務の追加を考慮し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令などと同様に、根拠となる法律の制定順に項の順番を整理するものである。 なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p>
建設部長	<p>建設部からは、報告2件、一般議案1件、条例議案4件について説明する。 まず、報告第2号及び報告第3号、「専決処分の報告」については、「和解」及び「訴えの変更」についてで、平成26年8月13日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者6人及び連帯保証人10人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起していたが、このうち入居者1人の連帯保証人から和解の申出があり、訴訟代理人とも協議を行い、第1回口頭弁論日までの滞納家賃等を</p>

一括支払いすることを条件として裁判外の和解をするため、平成26年12月18日に専決処分をしたので、報告するものである。

また、当該連帯保証人から滞納家賃と督促手数料が支払われ、和解条項が履行されたので、本訴訟における滞納家賃等の請求金額を減縮する内容の訴えの変更を行うため、平成27年1月9日に専決処分をしたので併せて報告するものである。

なお、本訴訟については、平成27年1月9日に連帯保証人2人に対する訴えを取り下げ、滞納家賃等を減縮した訴えの変更申立書を松山地方裁判所西条支部に提出したものである。

次に、議案第1号、「市道路線の認定」については、今回認定しようとする路線は、5路線で、路線番号1073号から1077号までの5路線は、いずれも開発道路等で寄附を受けたものである。

なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1077路線、総延長は約522kmとなる。

次に、議案第5号、「新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例」の制定については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第10号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、「建築基準法」が一部改正されることに伴い、構造計算適合性手数料を削除するとともに、新たに住宅性能評価書を活用した長期優良住宅建築等計画の認定手数料及び道路位置指定等における手数料を徴収しようとするものである。

まず、構造計算適合性判定手数料については、現行法では、申請者から建築確認申請を受けた特定行政庁が建築確認申請における構造計算適合性判定を民間機関に依頼をしていたが、改正により、申請者が直接申請を行うこととなることから、手数料の徴収が不要となるため、構造計算適合性判定手数料を削除するものである。

次に、長期優良住宅建築等計画の認定手数料については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能評価書を活用した審査が可能となることから、長期優良住宅の認定に関する手数料の項に住宅性能評価書を活用した認定手数料を加えるものである。

次に、道路位置の指定等における手数料の徴収については、これらの事務の需要に対応するとともに、特定の者に提供する役務に対し、その費用を適切に徴収しようとするものである。

なお、この条例は「建築基準法」の改正に伴う改正については、「建築基準法の一部を改正する法律」の施行の日から、その他の改正については、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第11号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定については、市営住宅については、平成23年度に策定した「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に建替事業を実施しており、今回、南小松原団地9-1号棟の建替を実施したものである。

建替事業の内容としては、昭和28年建設の中層耐火構造3階建て24戸の住宅を取り壊し、中層耐火構造4階建て24戸の住宅を建設したもので、単身者向けの1LDKが8戸、世帯向けの2DKが8戸、3DKが8戸と多様な生活実態に対応できるものとなっている。

改正の内容については、平成27年4月1日から本住宅の設置及び管理を開始するために、新居浜市市営住宅条例中、別表1について取り壊した住宅を削除し、新たに建設された住宅を追加するものである。

次に、議案第24号、「新居浜市公園条例」の制定については、本市が設置する都市公園及び都市公園に準ずる公園を一元的に取り扱い、また、これらの使用料を改正し、適正で効率的な都市公園等の管理を図るため、現行の「新居浜市都市公園条例」の全部を改正しようとするものである。

主な改正内容としては、まず、題名について、都市公園及び都市公園に準じた公園を併せて規定することから、「新居浜市公園条例」に改めている。

次に、第1条では、本条例の目的について、対象を都市公園から都市公園等に改めている。

次に、第2条では、用語の定義を、第3条では、都市公園等の設置についての規定をそれぞれ追加している。

次に、第7条では、行為の制限に、その他都市公園の全部又は一部を独占した利用を加え、第9条では、公園内での禁止行為に、火気の使用、管理上支障のある行為を追加している。

次に、第11条及び別表第1では、都市公園内の特定運動施設について、現在、他の条例で設置及び管理されているものを明らかにし、本条例による管理から除外する規定を追加している。

次に、第23条では、都市公園に準ずる公園の管理について、都市公園に準じて行う規定を追加している。

次に、第24条、別表第2及び別表第3では、使用料について、道路占用料や近隣他市との均衡を図るため、使用料を改め、第26条では、使用料の徴収方法について、1年未満のものは一括して、1年を超えるものは毎年度当初に徴収する方法に改めている。

<p>経済部長</p>	<p>次に、第29条から31条では、罰則が都市公園に準じた公園にも適用できるように改めている。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>経済部からは、報告第4号、議案第2号、議案第22号及び議案第23号の4件について説明する。</p> <p>まず、報告第4号、「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定」についてで、平成26年9月29日午後2時42分頃、市道「東田国領線」、東田二丁目甲1510番3地先路上において、北進中の公用車と相手方原動機付自転車とが接触し、相手方車両が道路東側の石垣に衝突しもので、相手方が負傷し、双方の車両を損傷した事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、平成27年1月16日、専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>和解の内容としては、新居浜市は相手方車両運転者に対し、治療費及び傷害慰謝料等「69万2,601円」、また、車両所有者に対し、車両の修理に要する費用「4万円」のうち70%に相当する額「2万8,000円」の合計「72万601円」を支払し、相手方は新居浜市に対し、車両の修理に要する費用「2万2,648円」のうち30%に相当する額「6,794円」を支払するものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン日本興亜株式会社から、自動車損害賠償責任保険及び自動車任意保険により、支払われている。</p> <p>次に、議案第2号、「財産の取得」については、内陸型工業用地として取得するため、新居浜市観音原町甲985番4ほか7筆の畑、山林、16,672.86平方メートルを2億6,509万8,474円で、住友林業株式会社から取得するものである。</p> <p>取得用地の位置については、観音原町甲985番4ほか7筆で、今回取得する用地の単価は、15,900円で、不動産鑑定評価によるものである。</p> <p>なお、取得する用地は、内陸型工業用地として平成27年度に造成し、その後分譲を行う予定である。</p> <p>次に、議案第22号、「新居浜市大島農道開設事業分担金徴収条例を廃止する条例」の制定については、昭和36年に新居浜市が行う大島農道開設事業に要する費用に充てるため、分担金の賦課徴収について必要な事項を定めたものである。</p> <p>本議案は、昭和36年度から昭和37年度にかけて実施した大島農道開設事業について、農道が昭和45年に市道に認定された事により、今後この事業を実施することはなく、分担金を徴収する必要がないため、この条例を廃止しよ</p>
-------------	---

<p>企画部長</p>	<p>うとするものである。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第23号、「新居浜市漁港の修築及び災害復旧事業分担金徴収条例を廃止する条例」の制定については、昭和34年10月、地方自治法の規定に基づき、新居浜市が行う漁港の修築及び災害復旧事業に要する費用の一部を、分担金として漁業協同組合から徴収することについて定めた条例である。</p> <p>近年、漁業協同組合を取り巻く経営環境は、漁業従事者の減少及び後継者不足による漁獲高の低迷、さらに老朽化した組合所有設備類の更新費用の確保等、一段と厳しさを増していることから、市に対して支援の要望が寄せられているのが現状である。</p> <p>このような状況において、市が管理する漁港施設の工事費用の一部を分担金として徴収することは、漁業協同組合の経営をさらに圧迫し、本市における漁業を益々低迷させる要因になることから、本条例を廃止しようとするものがある。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。</p> <p>企画部からは、議案第3号及び議案第13号並びに予算議案について説明する。</p> <p>まず、議案第3号、「新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者の指定」については、平成27年に開館予定の新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設について、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度を導入するものである。</p> <p>指定管理者の選定については、民間事業者の発想や手法を活用するため公募を実施した結果、2団体から応募があり、「新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設指定管理者選定審査委員会」による審査の結果、「新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ」が指定管理者候補者として選定順位1位と判断されたため、新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設の指定管理者に「新居浜市美術館及び新居浜市総合文化施設運営グループ」を指定するものである。</p> <p>なお、指定期間は、平成27年7月1日から平成32年3月31日までの4年9か月を予定している。</p> <p>次に、議案第13号、「新居浜市総合文化施設設置及び管理条例及び新居浜市美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市総合文化施設の適正な管理と運営を図るため、平成26年6月に制定したものである。</p> <p>新居浜市総合文化施設及び新居浜市美術館について開館のための準備業務が必要であるため、「新居浜市総合文化施設設置及び管理条例」及び「新居浜市美術館設置及び管理条例」の施行日を平成27年4月1日から平成27年7月1</p>
-------------	--

日に変更するものである。

また、新居浜市総合文化施設については、教育委員会の所管とすることに伴い、施設の管理について教育委員会規則で定めることとするものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第25号から議案第34号までの平成27年度当初予算議案について、「平成27年度当初予算(案)の概要」に沿って、一括して説明する。

まず、予算規模は、一般会計については、486億5,478万2千円、対前年度比で、18億3,850万4千円、3.9%の増となっている。

次に、特別会計については、365億1,630万5千円で、対前年度比11億9,438万5千円、3.4%の増となっている。

企業会計については、後ほど御説明があるが、35億1,916万9千円で、6億2,471万8千円、15.1%の減、全会計では24億817万1千円、2.8%の増となっている。

次に、歳入の主な項目については、まず、個人市民税については、経済状況が緩やかな回復基調にあることなどから増加の見込みとなっており、法人市民税についても、輸出環境の改善等により増加の見込みとなっている。市民税全体では、前年度当初予算との対比で、3億6,989万4千円、5.2%の増額を見込んでおり、74億9,483万1千円とするものである。

固定資産税については、地価の下落傾向が続いており、家屋・償却を合わせて、全体では、1億6,277万5千円、1.8%の減を見込み、86億3,600万6千円とするものである。

これらにより、市税全体では前年度比1.2%増の、184億8,689万7千円とするものである。

地方交付税については、地方財政計画にもとづき、対前年度比で1億8,000万円、2.9%減の60億円を見込んでいる。

市債については、一般廃棄物処理事業債や地域活性化事業債の増などによって、全体では、対前年度比で11億120万円、28.8%の増となる49億1,910万円を計上するものである。

平成27年度末の市債残高については、497億8,536万7千円で、平成26年度末の残高見込みよりも1億7,219万6千円、0.3%増加するものと見込んでいる。

歳入については、これらの他、国庫支出金が、ごみ処理費国庫補助金や小学校費国庫補助金の増などにより、6億4,871万9千円、9.9%増の、72億3,148万5千円、県支出金は、老人福祉費県補助金の減などにより、2億3,955万9千円、7.4%の減となる、29億8,879万1千円を計上するものである。

また、繰入金としては、財政調整基金繰入金が、9億1,266万7千円の減、合併振興基金繰入金が2億2,626万9千円の増などにより、繰入金全体では、3億8,383万9千円、15.8%減の20億5,292万9千円を計上するものである。

歳出については、性質別に整理しており、まず、人件費につきましては、対前年度比7,890万4千円、1.0%増の79億837万4千円となっている。

扶助費については、自立支援給付費などの増により、対前年度比3億3,039万4千円、3.2%増の107億9,651万9千円になっている。

次に、公債費については、対前年度比4億6,460万円、8.1%減の52億9,855万円となっている。

次に、普通建設事業については、対前年度比13億1,850万円、22.2%増の72億4,638万9千円となっている。

次に、繰出金については、対前年度比2,491万4千円、0.5%増の54億8,483万8千円となっている。

経費別予算について説明する。

まず、経常経費については、対前年度比16億4,062万3千円、5.7%増の302億6,362万8千円、構成比は62.2%となっている。

次に、施策費については、対前年度比11億1,705万6千円、9.1%減の111億5,447万1千円、構成比は22.9%となっている。

次に、公共事業については、対前年度比5億7,151万9千円、17.8%増の37億8,105万5千円、構成比は7.8%となっている。

次に、単独事業費については、対前年度比6億3,148万5千円、23.6%増の33億402万8千円、構成比は6.8%となっている。

次に、災害復旧費については、対前年度比1億1,193万3千円、282.2%増の1億5,160万円、構成比は0.3%となっている。

特別会計については、72ページに記載のとおりである。

次に、議案第37号から議案第42号までの予算議案6件について、「平成26年度2月補正予算（案）の概要」に沿って説明する。

一般会計の今回の補正予算は、中小企業振興対策費等の施策費、公共事業、単独事業、災害復旧費及び経常経費の過不足について予算措置するもので、5億7,127万5千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ、476億2,904万3千円とするものである。

これを前年度同期と比較すると、4億653万8千円、0.8%の減となっている。

特別会計については、渡海船事業特別会計など5つの特別会計の補正となっ



ている。

一般会計補正予算の主な事業については、まず、単独事業では、「消防水利整備事業」は、消火栓設置数が増加したことにより負担金を追加するもので、これらにより単独事業費は、1億5,665万3千円の減額となっている。

次に、施策事業については、「中小企業振興対策費」は、国庫補助事業である「商店街まちづくり事業」を活用した商店街の街路灯のLED化を進める事業等に対して補助金を追加するもので、これらにより施策事業費は、1億7,743万6千円の追加となっている。

次に、経常経費では、「児童保育費」については、保育単価が増額改正されたことによる委託料の追加で、これらにより経常経費は、7,086万4千円の追加となっている。

公共事業費については、入札減少金による事業費の減額などの過不足清算等により、5億292万2千円の減額、災害復旧事業費は、1億6,000万円の減額となっている。

これらを賄う財源は、地方交付税、財産収入、寄附金などの特定財源のほか、市税などを一般財源として充当し、国庫支出金、県支出金、市債などを減額するものである。

次に、特別会計については、渡海船事業特別会計は、県補助金の減額による財源補正で、公共下水道事業特別会計は、長期債の利率確定による利子の減額などについて予算措置するもので、97万4千円を減額するものである。

国民健康保険事業特別会計については、給付費、償還金などの過不足清算について予算措置するもので、1億320万6千円を追加するものである。

介護保険事業特別会計については、介護給付費準備基金についての利子積立金を予算措置するもので、9万7千円を追加するものである。

工業用地造成事業特別会計については、工業用地造成事業（観音原地区）について、繰越明許費を追加するものである。

2月補正予算の概要については、以上の内容で、国の平成26年度補正予算による追加公共事業として内示・交付決定が予定されている事業に関して、現在、追加補正予算の編成作業を行っているところである。

これらについては、2月議会の最終日に追加提案する予定である。

次に、企画部から会派説明を行った「平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算について」、「総合窓口開設事業について」及び「総合文化施設について」の3項目について概要報告を行う。

まず、平成27年度当初予算及び平成26年度2月補正予算については、健康長寿地域拠点づくり事業費で800万円計上しているが、どのように実施していくのか。1件あたりの助成金額はいくらか。基準は出さないのか。小学校

大規模改造事業について、泉川小学校南棟が実施予定だが、どうして耐震工事のときに一緒にしなかったのか。学力向上学習支援事業について、放課後学び塾は、今年度200万円程度だったものが、約1,700万円になっているが、市内の全小学校を対象にするのか。就園奨励補助費について、他市より補助額が少なかったはずだが、今回の拡充で県内他市と比べて、そんな色ない水準となったのか。文化施設環境整備事業について、郷土資料を新施設に移設展示するとあるが、場所はどこか。郷土資料は膨大だが、展示や収蔵はできるのか。小学校保健充実費について、フッ素をすべての学校に取り入れることになっているがなぜか。フッ素の安全性に疑問がある。清掃センター施設整備事業について、どのくらい延命されるのか。シルバーボランティアポイント助成事業費について、介護施設もあまりできていないので、どんどん啓発して進めてもらいたい。在宅の場合は誰がポイントをあげるのか。サービスを受ける人が仮に認知症であったり、また家族であったり、どのようにして判断するのかわからないが、きちんと仕事をしている人にポイントが付くように考えてもらいたい。公営住宅建替推進事業について、高齢者で所得の低い人も住んでいると思うが、その人たちはどうなるのか。

次に、総合文化施設については、インフレスライドのこの請求額が上限と考えてよいか。納期（工期）を伸ばし、追い金まで払うのはどうかという中で、法的な根拠が出来たため、これに基づき対応すると考えてよいのか。初めての事なので慎重に出来高の確認やスライド額を確認し、対応してもらいたい。太鼓台ミュージアムの太鼓台展示の計画はうまくいっているのか。総合文化施設建設に係る議論・説明の時には、土地代金と建物代金についてはそれぞれ分け、市民への説明の時などには、建物代金だけの金額を説明の中に必ず入れるようお願いしたい。

次に、総合窓口開設事業については、ワンストップにも色々な形があり、他市もそれぞれやり方が違う。そういったことも十分検討した上での新居浜市方式なのか。フロアマネージャーの制度はとても良い。レイアウトも色々考えての事だろうから問題ないが、それに見合う職員の研修が必要では。また、併せて制服の導入は考えていないのか。待合室か執務室が見えないような目隠しはあった方がよい。工期はシルバーウィークの5日間だけで完了できるのか。先進地に視察に行くと、サインも見やすくきれいで、よく工夫されている。市民に喜ばれるよう、職員も仕事がしやすいようにしてほしい。マイナンバー制には対応しているのか。再度改修しなければならないことにはならないか。などの意見をいただいた。

教育委員会

教育委員会事務局からは、議案第4号、議案第7号及び議案第8号について

<p>事務局長</p>	<p>説明する。</p> <p>この3件については、いずれも「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月に公布され、平成27年4月1日に施行されることに伴う改正である。</p> <p>まず、議案第4号、「新居浜市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、法律の一部改正に伴い、本条例中で引用している条項にずれが生じることによる所要の条文整備などを行おうとするものである。</p> <p>次に、議案第7号、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び新居浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例」の制定については、本議案も、先ほどの法律の一部改正により、教育長が、現在の教育委員会委員長の職責も併せて担うこととなることに伴い、教育委員会委員長が廃止されること、及び教育長が教育委員会委員でなくなることから所要の条文整備を行うものである。</p> <p>まず、第1条関係では、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第4条の教育委員会委員長と委員の報酬に係る調整の規定を削除し、特別職の報酬額を定めた別表から教育委員会委員長に係る規定を削除するものである。</p> <p>次に、第2条関係では、「新居浜市青少年問題協議会設置条例」の協議会委員の要件を、教育委員会委員の定数を1とし、新たに教育長の号を追加しようとするものである。</p> <p>附則第2項については、平成27年4月1日に現行法により在職する教育長の、委員としての任期中に限り、改正前の現行規定が、なお効力を有することとする経過措置を規定するものである。</p> <p>次に、議案第8号、「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、教育長について、議会の同意を得て、市長が任命する特別職として位置付けられたこと、また、常勤の職員であることが規定されたことに伴い、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に係る改正を行おうとするものである。</p> <p>第1条は、引用法令条項が削除されたことに伴う改正で、第6条は教育長の任期が4年から3年に改正されることに伴い、退職手当算定時の在職月数の限度数を36月とする改正で、第7条は教育長の任命権者は、法の改正後は市長となるが、教育委員会の職務権限に変更がないことから、新居浜市職員の旅費に関する条例の規定中、これを決定する者として、従前どおり教育委員会とするように規定し、また、旅費の支給についても従前と同様に支給できるように、第8条は、第7条の改正と同様の理由により、教育長について、新居浜市職員</p>
-------------	--

の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の規定中、これを決定する者として、法の改正後も教育委員会とする読み替え規定の追加するものである。

新第9条は、教育長の職務専念義務が法に明記されることに伴い、一般職の職員と同様、職務専念義務が免除される旨の規定を追加するものである。

附則第2項については、平成27年4月1日に現行法により在職する教育長の、委員としての任期中に限り、改正前の規定がそのまま効力を有する旨の経過措置を設けるものである。

なお、いずれの条例も、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第12号、「新居浜市立幼稚園保育料徴収条例」の制定については、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、新居浜市立幼稚園が特定教育・保育施設に移行することから、同法の趣旨に沿った保育料に係る規定を整備するものである。

条例の内容としては、第1条で条例の趣旨を定めており、第2条の保育料の額については、子ども・子育て支援法の政令で定める額を限度額として規則で定めることを規定し、第3条では保育料の徴収、第4条では保育料の納期限、第5条では保育料の減免、第6条で委任について規定している。

なお、平成26年度以前に入園、転園した者に適用する経過措置を定め、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、教育委員会事務局から会派説明を行った「新教育委員会制度について」及び「新居浜市立幼稚園の保育料等について」の2件について概要報告を行う。

新教育委員会制度については、現在、教育委員は議会の同意を得ているが改正後も同様か。教育委員の人数は変更になるのか。

新居浜市立幼稚園の保育料等については、市内私立幼稚園の動向はどうか。新料金になって、2園の保育料収入は増えるのか。などの質疑があった。

総務部長

総務部からは、議案第6号、議案第8号及び追加提出予定の人事議案2件について説明する。

まず、議案第6号、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について及び議案第8号、「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき、本市の特別職の報酬等を改正しようとするものである。

改正の内容については、議会議員の議員報酬月額並びに特別職の職員のうち、市長及び副市長の給料月額については、新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき、また、教育長及び監査委員の給料月額についても、これらの改定に準

<p>福祉部長</p>	<p>じて、それぞれ平成27年4月1日から約2%引き下げようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出を予定の人事議案については、「新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任」について、と「人権擁護委員の候補者の推薦」についてで、まず、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員 白石 博 氏の任期満了に伴い、新たに委員の選任を必要とするため議会の同意を求めるものである。</p> <p>次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員 坂上 禎規 氏の辞任に伴い、新たに委員の候補者の推薦するについて議会の意見を求めるものである。</p> <p>福祉部からは、議案7件、追加提出予定議案1件と会派説明の概要について説明する。</p> <p>まず、議案第14号、「新居浜市保育所における保育に関する条例を廃止する条例」の制定については、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、保育所における保育を行う基準を条例で定めていたが、子ども・子育て支援法等施行に伴い、保育を必要とする児童については、子ども・子育て支援法の定めるところにより実施することとなるため、本条例を廃止しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第15号、「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例」の制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等については、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、市が条例で定める必要があることから必要な事項を定めようとするものである。</p> <p>条例の内容は、第1条で条例の趣旨、第2条で用語の定義を、第3条の保育料の額については、政令で定める額を限度額として規則で定める額とし、第4条で保育料の徴収、第5条で保育料の減免についてそれぞれ定めている。</p> <p>第6条の市立保育所における延長保育料については、30分までごとにつき200円の範囲内で定める額とし、第7条の市立保育所における一時保育料については、1回につき1,500円の範囲内で定める額及び時間を超えた場合には30分までごとにつき200円の範囲内で定める額としている。</p> <p>第8条では保育料、延長保育料及び一時保育料の納期限について、第9条では、規則への委任を規定している。</p> <p>また、附則において、特定保育所及び私立幼稚園に係る保育料の経過措置を定めるとともに、新居浜市立保育所設置及び管理条例の条文整備の必要があることから、一部改正を行っている。</p>
-------------	--

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第16号、「新居浜市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、大島交流センターの設置に伴い廃止される大島公民館を、老人福祉法による老人福祉センター（B型）として位置付け、高齢者の介護予防事業や健康づくり事業などを実施することにより、高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るため、新居浜市立川東高齢者福祉センター大島分館として設置するものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第17号、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、厚生労働省令として制定されている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正等に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正しようとするものである。

条例改正にあたり、「参酌すべき基準」等については、十分に参照した結果、厚生労働省令どおりに改正することとしている。

改正の主な内容としては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護サービスの提供体制について、認知症対応型通所介護における利用定員、宿泊サービスを実施する場合の届出制を導入などについて、小規模多機能居宅介護における登録定員、看護職員の配置要件などについて、認知症対応型共同生活介護における共同生活住居の数などについて、複合型サービスにおいては、サービス内容が具体的にイメージできるよう「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改めるとともに、登録定員などの規定について改めている。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第18号、「新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、厚生労働省令として制定されている「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行等に伴う介護保険法の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正しようとするものである。

条例改正にあたり「参酌すべき基準」等については、十分に参照した結果、厚生労働省令どおりに改正することとしている。

改正の主な内容は、議案第18号で説明した内容のうち、要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて同様の改正を行うものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第19号、「新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、介護保険法の一部改正に伴い、これまで介護保険法及び厚生労働省令で定められていました基準等を市の条例において定める必要が生じたため制定しようとするものである。

本条例は、本則が5章34条と附則が2条で成り立っており、厚生労働省令で定められた基準に基づき、第1章は総則、第2章は人員に関する基準、第3章は運営に関する基準、第4章は介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章は基準該当介護予防支援に関する基準をそれぞれ規定している。第30条第2項の記録の整備については、地方自治法上の金銭債権の消滅時効である5年との整合性を図るため、独自基準として、記録の保存年限を2年から5年に変更し規定しており、そのほかは国の基準どおりとするものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第20号、「新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定については、第三次地方分権一括法の公布により、介護保険法第115条の46が改正されたことから、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、市の条例において定めようとするものである。

条例の内容は、第1条では制定の趣旨、第2条では基本方針、第3条では人員に関する基準、第4条では条例の施行に関する必要事項の委任についてそれぞれ定めるものである。

職員の人員及び配置基準については、「従うべき基準」であり、そのほかの「参酌すべき基準」については、十分に参照した結果、特段の支障が生じないことから、厚生労働省令の基準どおりとするものである。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定議案については、「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定を予定しており、本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき3年ごとに行う介護保険事業計画の見直しに伴い、今回、平成27年度から平成29年度までの第6期3年間の保険料率の改定を行うとともに、新たな総合事業である介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて準備するための経過期間を設ける附則を追加するものである。

保険料基準額は、月額6,250円、年額75,000円に据え置きとし、これまでの8段階を11段階とするものである。

	<p>また、低所得者の保険料軽減強化のため、第1段階の軽減の割合が更に変更となることを見込まれていることから、その政令の公布時期に十分留意し、専決処分も含めた対応を図っていきたいと考えている。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>最後に、福祉部から会派説明を行った「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等について」の概要報告を行う。</p> <p>質疑内容としては、保育料の算定基準が所得税額から住民税額に変わるが違いが出るのか。今回の見直しで市の持ち出しは増えるのか。1号認定の保育料の額の設定はどのようになるのか、適用となる施設はどこか。一時保育について保育短時間の時間帯を設定した理由は何か、また実施する園はどこか。などの質疑があった。</p>
環境部長	<p>環境部からは、議案第21号、「新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。</p> <p>今回の改正は、昨年8月に、新居浜市清掃センターへ一般廃棄物が不正に搬入された事件が発覚したことに伴い、今後の不正行為を抑止するため、地方自治法第228条第3項の規定に基づき、過料を科する規定を加えるものである。改正の内容は、第18条を追加し、詐欺その他不正の行為により、この条例で規定する手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科し、5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円以下の過料を科するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えている。</p>
水道局長	<p>水道局からは、議案第34号及び議案第35号について「平成27年度企業会計予算概要」及び「26・27年度 企業会計予算対比表」により説明する。</p> <p>まず、議案第35号、平成27年度新居浜市水道事業会計予算については、「業務の予定量」は、給水戸数が、平成26年度当初予算予定値から258戸増の54,353戸、年間給水量は、前年度比5.0%減となる年間約1,332万m<sup>3</sup>、年間水道料金収入も、2.7%減の16億1,421万3千円、建設改良事業費は、前年度比36.9%減の9億3,512万3千円を予定している。</p> <p>重点項目としては、1. 配水池等整備事業として新たに整備した船木配水池関連として、大久保送水管の布設工事に4,000万円、滝の宮送水ポンプ場造成工事に3,100万円。2. 配水管等整備事業として、配水管更新・耐震化工事、管路更新計画策定委託を行なうものである。</p> <p>具体的には、川西幹線として、宗像筋線や上部東西線に幹線管路を敷設する</p>



と共に、下水道関連に伴う配水管の布設替など、配水管等更新・耐震化工事及び平成24年度に導入した管路台帳システムを活用して管路更新計画の策定など5億4,060万円を計上している。

水道事業会計の「収益的収入及び支出」については、事業収益が19億7,498万2千円に対して、経営に要する事業費用は18億3,325万3千円となっており、1億4,172万9千円の黒字であり、昨年度と比較して、事業収益及び事業費用共に大幅に予算額が減少している。この要因については、地方公営企業の会計制度の改正によるもので、昨年度予算では、みかけ上の収益が大幅に増加していた。

一方、歳出についても、過年度分の引当金の計上等で予算額が増加していたために、昨年度予算と比較すると減少となる。

「資本的収入および支出」については、企業債、分担金など4億1,860万円の収入に対し、支出は、建設改良費、企業債償還金の12億7,306万円で、差引8億5,446万円の不足を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

水道事業会計全体としては、支出ベースで、31億631万3千円となっている。

次に、議案第36号、平成27年度新居浜市工業用水道事業会計予算については、工業用水道事業会計の、「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への、年間1,607万7,000m<sup>3</sup>としており、建設改良事業（施設整備計画）は1億4,849万8千円を予定している。

重点項目としては、工業用水道の更新事業に着手し、工業水道整備事業として、山根配水池更新事業に6,930万円、工業用水道電気計装設備更新工事に3,000万円を予定している。

工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」については、事業収益2億5,366万4千円、事業費用2億150万8千円で、こちらも水道事業会計と同様に、昨年度と比較して予算額が減少している。

「資本的収支」については、収入として企業債5千万円で、支出は建設改良費等の1億5,428万2千円で、差引不足額1億428万2千円を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

工業用水事業会計全体としては、支出ベースで、3億5,579万円となり、企業会計全体では、同じく支出ベースで34億6,210万3千円となっている。

市長

次に、「市税の歳入見込みについて」総務部から説明をお願いする。

<p>総務部長</p>	<p>それでは、市税の歳入見込みについて説明する。</p> <p>平成25年度の日本経済は、アメリカ経済の復調やヨーロッパ経済の緩やかな回復、さらには、中国経済の緩やかな成長などにより、輸出企業を中心に上向き、地方の中小企業への波及効果も徐々に現われてきたことから、本市の歳入においても、調定額が約197億2,700万円、収入額が約189億3百万円と、前年度より調定額で2億3百万円の増、収入額では3億4,500万円の増収、率にして18.6%の増収となった。</p> <p>平成26年度においては、円安と株価の上昇が企業に一層の経済効果をもたらしたが、平成26年4月の「消費税率の引上げ」に伴い、個人消費や住宅投資の一時的な駆け込み需要と、企業における老朽化に対応した一部の更新投資等に対する反動が発生するとともに、納税義務者数の減少などもあり、個人市民税・法人市民税の税収は、前年度に対して僅かながら減少し、全体で約1億8,900万円の減収、率にして2.45%の減収見込みである。</p> <p>また、固定資産税の税収は、平成27年度評価替えに伴い、土地及び家屋の税額が減少し、減価償却も申告額の減少のため、全体として相当の減少が見込まれ、都市計画税についても同じく減少が見込まれている。</p> <p>平成26年度決算見込額は、「合計欄」に記載のとおり調定額ベースで約194億6,500万円、収入額ベースでは約187億6,500万円を見込んでおり、平成25年度決算額と比較して、調定額で約2億6,100万円の減、収入額では約1億3,800万円の減となる見込みである。</p> <p>次に、平成27年度の税収見込みについては、平成26年4月から実施された「消費税率の引上げ」は、個人消費や住宅投資などの駆け込み需要をもたらしたが、その反動も大きく影響するものと懸念されていたところである。</p> <p>しかし、その影響も徐々に和らぐとともに、「春季賃上げ要求・妥結」による労働者賃金のアップが、平成12年以来、15年ぶりに2%台の平均賃上げとなったことが、地方の中小企業にも広がり、地方経済へ好循環を及ぼしたことにより個人市民税は増収を期待できるものの、法人市民税については、円安による景気の回復とその動向が大きく影響して、企業の業績を大きく左右するため、その動向は予測がつきにくく、不透明な状況でもある。</p> <p>また、平成26年度税制改正による一部税率の変更が実施されることなどにもよる増収は期待できるところであり、平成27年度の税収は、調定額で約191億5,600万円、収入額では約184億8,700万円を見込んでおり、平成26年度決算見込額に対して、調定額で約3億900万円の減、収入額では約2億7,800万円の減収、率にして1.48%減を見込んでいる。</p> <p>それでは、その平成27年度税収について、具体的に各「税目」ごとに平成27年度の税収見込額を調定額ベースで、その概要を説明する。</p>
-------------	---

まず、個人市民税については、税制面で税収に大きく影響する改正はなく、春闘による賃上げベースが2.1%あったことから、平成27年度調定額は平成26年度決算調定見込額に対し、2.1%増の56億2,145万円を見込んでいる。

次に、法人市民税については、平成25年度以降、アメリカ経済の復調やヨーロッパ経済の緩やかな回復及び中国、新興国での経済成長が安定したことなどからプラス成長の要因となり、円安や日銀の大胆な金融政策などを背景に株価も上昇を見せたことから、一部企業において業績の回復が見られるとともに、円安化と輸出環境の変化・改善や株価の上昇が、多くの企業に経済効果をもたらし、法人市民税の税収は対前年度に比べて増加したところである。

平成26年度においては、平成26年4月から実施の「消費税率引上げ」により景気回復が腰折れし、インドの景気減速などもあり、世界経済を牽引してきた新興国の経済状況にも変化があらわれはじめ、法人市民税の26年度決算調定見込額は、前年度に対して4.48%減の約20億8,788万円を見込んでいる。

平成27年度については、税制面において法人市民税の税率改正による「法人所得割」の減収が見込まれるところではあるが、国内では円安による景気回復とその動向が大きく影響するとともに、中国の景気減速、東南アジアの経済が企業の業績を大きく左右するため、その動向は予測がつきにくく、不透明な状況でもあり、今後注視していきたいと考えている。

なお、住友3社の法人税割調定額については、平成23年度が約4億5,100万円、平成24年度には約1億1,489万円、平成25年度実績では約7億3,200万円と大幅な増収となったものの、平成26年度は約4億1,400万円の税収となる見込みではあるが、本市における「法人税割」全体の23%から40%近くを占めている。

平成27年度の住友3社、住友関連各社、その他関連企業への見込調査においては、企業業績は「やや好調」又は「前年並み」との回答が得られており、昨年末以降の原油価格の急激な下落が、さらに企業に好影響を与えるものと考えられることから、平成27年度は調定額で約18億7,800万円を見込んでいる。

次に、軽自動車税については、近年の軽自動車の性能と質の向上、さらには地球環境問題への高まりとエコ問題から、消費者の軽自動車への関心が高まり、その需要が増加傾向にある。そのため、税収面においても登録台数が増加傾向にあり、平成26年度の決算調定見込額は約2億8,343万円となる見込みであり、対前年度比で約587万円の増収を見込んでいる。

さらに、平成27年度については、平成26年度税制改正による軽自動車税

の税率引上げと登録台数の自然増加もあることから、調定額で約3億8,033万円を見込んでおり、対前年度比で8.3%の増、税額にして約2,380万円の増収を見込んでいる。

次に、たばこ税については、平成25年4月1日から県のたばこ税の一部が市たばこ税に移譲されたことから、平成25年度決算額は9億1,870万4千円となっているが、消費本数が増加したことによるものではなく、国の方針である「国民の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向けて税率を上げるとともに、消費本数の抑制に重きを置いた税制改正をする。」との大綱から、本市においても消費本数は減少傾向にあるとともに、公共施設や交通機関、飲食店での一層の禁煙推進が、消費本数をさらに減少させており、平成26年度の決算見込額は約8億8,838万円を見込んでおり、対前年度比で3.3%の減、税額にして約3,031万円の減額となる見込みであり、税込全体の0.16%の減収でもある。

平成27年度については、平成26年度決算見込額とほぼ同額の8億9,000万円を見込んでいる。

次に、入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に対して課税するもので、本市で入湯税の課税対象となっている入湯浴場数は1施設であり、平成19年度から課税対象としている。

平成26年度の決算見込額49万7千円に対し、平成27年度は50万7千円を見込んでいる。

入湯税は、大きな財源として期待するところではないが、今後ともこの水準で前後するものと考えている。

次に、固定資産税については、平成27年度税制改正大綱（案）において、税額に大きく影響する大幅な見直しはなく、平成27年度調定見込額は、総額で約86億4,000万円を、税込見込額は約85億4,000万円を見込んでいる。

まず、土地については、地価が平成5年以降連続して下落しており、平成26年度地価公示の全用途評価変動率はマイナス2.1%と下落幅はやや縮小しているものの下落していることから、平成26年度決算調定見込額から0.54%減の約31億1,500万円と見込んでいる。

次に、家屋については、平成26年中の新增築、滅失家屋の調査の結果、平成26年度決算調定見込額から2.08%減の約30億7,200万円と見込んでいる。

償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、減価償却等による税額の減少を維持する程度の設備投資しか期待されず、平成26年度決算調定見込額から4.67%減の約24億5,200万円と見込んでいる。

次に、都市計画税の平成27年度調定見込額は、総額で約11億6千万円を、収入見込額は、約11億4,700万円を見込んでいる。固定資産税と同様の減少が見込まれるが、平成26年度決算調定見込額から、土地については、0.88%減の約6億4,500万円、家屋については、2.35%減の約5億1千5百万円と見込んでいる。

最後に、徴収率設定については、今まで調定額ベースで説明してきたが、調定見込額に徴収率見込を乗じた収入見込額が、実際の税収見込となり、現時点での徴収率を基準に、税目ごとの徴収率予測し、設定している。

平成26年度については、現年課税分は、現時点で特に大きな変動は無いが、各税目におけるの多少の増減はあり、昨年度比で0.14%減の98.79%を見込んでいる。

また、滞納繰越分については、11月末時点での昨年度比は個人市民税が1.84%の増、法人市民税が10.55%の増、固定資産税が4.32%の減、軽自動車税が0.18%の減、合計0.21%の減である。法人市民税については、昨年度の不納欠損処分による増率であるが、収入額自体は減額となっている。

このようなことから、滞納繰越分の徴収率を昨年度比で0.69%減の29.33%を見込んでおり、市税全体の徴収率としては、昨年度比で0.58%増の96.40%を見込んでいる。

平成27年度については、平成26年度決算見込を基準に税目ごとに予測した徴収率から算出しており、引き続き徴収強化を進めて行くことから、現年課税分は、98.86%と見込んでいる。

また、滞納繰越分については、差押や差押物件の公売実施等、更なる徴収強化から29.08%と見込み、全体では96.51%を見込んでいる。

収入額ベースでは、平成26年度収入額は、現年度課税分のうち増減の大きなものとして個人市民税が昨年度比約8,900万円の減額、法人市民税が約9,900万円の減額、固定資産税が約1億3,900万円の増額となる見込みで、滞納繰越分を含めた、市税全体では、昨年度比約1億3,700万円減の約187億6,500万円を見込んでいる。

平成27年度収入額は、現年課税分については、平成26年度収入見込額に比べ約2億6,900万円減額の182億9,900万円の見込みとなっている。

主なものは、法人市民税が約2億900万円、固定資産税が約1億9,100万円、それぞれ調定額の減に伴う減額で、滞納繰越分を含め、平成26年度収入見込額に比べ約2億7,800万円減額の約184億8,700万円の見込みである。

市 長	入湯税の課税対象となっている入湯浴場は、市内で1社のみか。
総務部長	1社のみで、他の銭湯などは課税対象外である。
市 長	次の議題である「平成27年度施政方針（案）について」は、施政方針の概要版は、既に皆さんに見ていただいているが、新規事業については、すべて盛り込むことにしたので、再度概要版を確認いただき、訂正があれば総合政策課までお願いします。
<p>連絡事項</p> <p>「平成27年度定員管理計画について」</p>	
総務部長	<p>平成27年度の定員管理計画について説明する。</p> <p>平成27年4月1日の職員数は、897人を予定しており、平成26年度当初の892人と比較すると、5人の増員となっている。内訳としては、退職者が定年退職、早期退職制度による退職、自己都合などの退職予定を含め26人に対して、本年4月1日の新規採用が28人、新規のフルタイム再任用が3人となっている。</p> <p>平成27年度の定員管理については、第五次長期総合計画として予定している事業の着実な達成、法令改正に伴う事務事業、愛媛国体に向けた体制整備など、各部局における行政需要に適切に対応できるよう、限られた人員の中で考慮した。</p> <p>平成27年度の定員管理では、各部局から56人の増員要望があったが、一部の課所での増員しか出来ていない状況になっている。これは、予定外退職、新規採用職員の採用辞退などが要因であるが、可能な限り、再任用短時間職員や臨時職員等を有効配置することにより、適切な業務遂行を図ることとしている。</p> <p>それでは、部局ごとに変更のあった課所について説明するので、各部局長において、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくようお願いする。</p> <p>まず、企画部については、総合政策課に新たに2人の職員の配置、総合文化施設準備室は、総合文化施設が来年度に開館することに伴い、教育委員会へ所管換えするため、現行人員5人の減員、国体推進室は3人の増員となっている。</p> <p>総務部については、人事課に休職者の人事課付けに伴う2人の増員、収税課が滞納整理機構への派遣に伴い1人の増員となっている。</p> <p>福祉部については、介護福祉課の地域包括支援センターの配置基準の充足に向けて1人の増員、子育て支援課は、課付け保育士の保育園への復職に伴う1</p>

<p>市長</p>	<p>人減員と、子ども・子育て支援事業や相談体制強化により1人増員、保育園は子育て支援課付け保育士の復職に伴い1人の増員、保健センターは欠員補充による1人増員、東新学園は入園者数の減に伴い1人の減員となっている。</p> <p>市民部については、市民活動推進課が市民との協働事業の推進体制の確立に対応するため1人の増員となっている。</p> <p>環境部については、下水道管理課は企業会計移行に対応する要因として1人増、また、下水処理場は1人の減員となっている。</p> <p>経済部については、産業振興課が経済の再生への対応要員として1人増員、運輸観光課が欠員不補充により1人減員、農林水産課が部内での業務所管換により1人増員、農地整備課が事業終了や業務所管換等により3人の減員、別子山支所が退職者不補充により1人の減員となっている。</p> <p>建設部については、建築住宅課が業務増へ対応するため1人の増員、用地課は1人の定員減となっている。</p> <p>教育委員会については、社会教育課が1人の減員、総合文化施設準備室は企画部からの所管換により現在の職員数に1人を増員して計6人、図書館及び小学校が退職者不補充によりそれぞれ1人の減員となっている。</p> <p>消防本部については、1人の増員となっている。</p> <p>水道局については、水道総務課が1人の増員、水源管理課が2人の減員となっている。</p> <p>土地開発公社については、1人の減員となっている。</p> <p>また、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、港務局は、職員数の増減はない。</p> <p>以上説明したが、予定外退職等により正規職員の配置が変更される場合もあるので、了解をお願いします。</p> <p>なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構いませんが、変更内容を人事課へ文書で2月20日までに提出をお願いします。</p> <p>ご要望に対して、ほとんど満足のいかないような配置になっていると思いますが、限られた人員でございますので、各部局において対応をお願いします。</p> <p>他に連絡事項はないか。</p> <p>ないようなら、これで第8回庁議を終了する。</p>
-----------	---